

ジェット日本語学校学則 (2026.04.01 改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本語に対する関心や需要が世界的な高まりを見せている現在、学校教育法に基づき、真に理想的な日本語教育を目指して、外国人留学生に対する日本語教育及び全般的な進学予備教育・日本在住外国人に対する効果的な日本語集中教育・日本語教師の養成を主要な目的とし、各コースに必要な教科の教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ジェット日本語学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都北区滝野川7丁目8番9号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限並びに定員は次のとおりとする。

昼夜	学 科	修業年限	入学定員	総定員	備 考
昼	日本語進学科A	1年	28名	56名	4月入学
	日本語進学科B	1.5年	28名		10月入学
	日本語基礎科A	1年	54名	94名	4月入学
	日本語基礎科B	1年	40名		10月入学
	計		150名	150名	

2. 日本語基礎科Aを修了後に日本語進学科Aを連続して履修することができる。

(学年・学期の終始期)

第6条 本校の学年及び学期の終始期は次のとおりとする。

	学 年	学 期
日本語進学科A	4月1日～翌年3月31日	第一学期 4月1日～9月30日
		第二学期 10月1日～3月31日
日本語進学科B	10月1日～翌々年3月31日	第一学期 10月1日～3月31日
		第二学期 4月1日～9月30日
		第三学期 10月1日～3月31日
日本語基礎科A	4月1日～翌年3月31日	第一学期 4月1日～9月30日
		第二学期 10月1日～3月31日
日本語基礎科B	10月1日～翌年9月30日	第一学期 10月1日～3月31日
		第二学期 4月1日～9月30日

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日と定められた日
 - (3) 夏期休業日 日本語進学科は8月中旬の約2週間
日本語基礎科は8月中旬の約3週間
秋期休業日 日本語基礎科のみ9月下旬の約10日間
冬期休業日 年末年始の約10日間
春期休業日 3月中旬から3月末までの約3週間
 - (4) 土曜日
2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
3. 非常災害その他やむを得ない事情で、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

科目	日本語進学科 A(1.0年)			日本語進学科 B(1.5年)			
	必・選	週間授業時数	総授業時数	必・選	週間授業時数		総授業時数
					第1学期	第2・3学期	
日本語会話	必	4	160	必	8	4	320
日本語文法	必	10	400	必	8	10	560
日本語読解	必	4	160	必	2	4	200
日本語作文	必	2	80	必	2	2	120
日本事情	必	2	80	必	2	2	120
英語	必	3	60	必		3	60
現代社会	必	3	60	必		3	60
数学	選	3	60	選		3	60
理科	選	3	60	選		3	60
必修計		28	1000		22	28	1440

科目	日本語基礎科(1.0年)		
	必・選	週間授業時数	年間授業時数
日本語会話	必	8	320
日本語文法	必	8	320
日本語読解	必	2	80
日本語作文	必	2	80
日本事情	必	2	80
計		22	880

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、平常点、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席状況が授業時数の10分の6に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(授業の終始期)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

日本語進学科は、始業9時、終業16時40分

日本語基礎科は、始業9時、終業15時45分

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 9名以上(専任3名以上)

(3) 事務職員 2名以上（専任1名以上）

(4) 学校医 1名（兼任）

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、修了及び賞罰

（入学資格）

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

(1) 外国において通常の課程による12年の学校教育を修了している者。

(2) 外国において、大学などの教育機関への進学資格となる中等教育の課程を修了している者。

(3) 本校において、上記と同等以上の学力ありと認められた者。

（入学時期）

第13条 本校の入学時期は、日本語進学科A及び日本語基礎科Aの場合4月1日とし、日本語進学科B及び日本語基礎科Bの場合10月1日とする。

（入学手続き・許可）

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校指定の入学願書及び必要書類を、第20条に定める選考料を添えて指定期日迄に出願しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して入学考査を行い入学者を決定する。

(3) 入学を許可された者は第20条に定める入学金を納めなければならない。入学許可者の書類は、本校が取りまとめて出入国在留管理局に提出し、留学ビザを取得するための在留資格認定審査を受ける。

(4) 在留資格認定証明書が交付された者は第20条に定める授業料を添えて手続きをとらなければならない。ただし、在留資格認定証明書が交付されなかった者には、第23条の規定にかかわらず入学金を返還する。

（休学・復学）

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、ひきつづき10日以上休学する場合は、その事由を記し、医師の診断書等を添えて校長の許可を得なければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、必要書類を届けて復学することができる。

（自主退学・転学）

第16条 退学又は転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

（修了の認定）

第17条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

2. 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。

（褒賞）

第18条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

（懲戒）

第19条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、また学生として許し得ない行為があったときは懲戒処分を行う。

2. 懲戒は、注意、停学及び退学とする。

3. 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなく、出席常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生として許し得ない行為のあった者。

第5章 入学金、授業料、その他

(学生納付金)

第20条 本校の学生納付金は次のとおりとする。(消費税を含む)

	日本語進学科A	日本語進学科B	日本語基礎科
選考料	20,000円		
入学金	50,000円		
授業料(総額)	900,000円	1,290,000円	780,000円

- 日本語進学科で、数学および理科の各教科を選択履修する場合は、上記授業料の他に、一教科につき年間78,000円の授業料を納入する。
- 日本語基礎科Aを修了後に日本語進学科Aを続けて履修しようとする場合は、選考料及び入学金は免除される。

(納入)

第21条 学生は、その在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第22条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料の滞納著しく、爾後納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第23条 原則として一旦納入した学納金は返還しない。ただし、入学又は学期開始前に入学辞退又は退学の意思表示をした場合は、入学金と選考料を除いた授業料等は返還する。

(寄宿舍)

第24条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年2回、別に定めるところにより、実施する。

第6章 附帯教育

(附帯教育)

第26条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科名	修業期間	定員	備考
夏の総合日本語コース	1ヶ月	20名	日本文化を体験し、日本語の四技能を総合的に身に着ける
夏の日本語会話コース	2週間	20名	コミュニケーション能力の涵養
短期ビジネス日本語コース	3ヶ月	20名	就職活動に必要な日本語やマナーを学ぶ
春の補講コース	3週間	20名	大学受験準備開始前の日本語基礎力養成
理数の基礎コース	3週間	20名	理科と数学の基礎力養成
日本語教師養成科	6ヶ月	40名	日本語教師の養成

- 附帯教育の入学金、授業料、授業時間その他必要事項は別に定める。

附 則 (昭和63年3月8日認可)

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成2年3月30日認可)

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。